

魚沼地域振興局清掃業務基準仕様書

(本仕様書中、甲は委託者、乙は受託者をいう)

この仕様書は、作業の概要を示すものであるから、状況に応じ軽易な作業は本書に記載されていない事項であっても受注金額の範囲以内で行わなければならない。

1 目的

この仕様書は、魚沼地域振興局の清掃業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に行うことを目的とする。

2 業務の名称

魚沼地域振興局清掃業務

3 業務内容

別紙1「清掃業務内容」のとおり

4 業務場所

魚沼市大塚新田9-1-4

魚沼地域振興局庁舎及びその敷地内（別紙3のとおり）

5 期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 安全確保等

業務実施に当たって、関係法令を厳守し、火災、危害等の防止に注意すると共に、危険を伴う業務には十分安全を確保しなければならない。

7 成果報告書

業務を完了したときは、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 作業報告書
- (2) その他甲が必要と認め提出を求めた書類

8 検査及び立合確認等

乙は業務の終了時には、甲の担当職員の立合を求め確認を受ける。ただし、甲が承諾した場合には、立合によらず写真、記録等により確認を受ける。

清掃業務内容

1 共通事項

- (1) 必要な資機材は、原則として乙の負担とする。ただし、電気及び用水は甲の負担とする。
- (2) 乙は、火気を使用する必要がある場合には、予め甲の承認を得たうえ、慎重に行うこと。また、引火性の強いガソリン、ベンジン等は使用しないこと。

2 詳細事項

作業は、日常清掃、定期清掃及び特別清掃の3種類とし、別紙2「清掃基準表」に定めるほか以下のとおりとする。

(1) 日常清掃

- ア 作業実施は、原則として閉庁日を除く午後1時から午後5時までとし、必要な作業員を当該庁舎に常駐させること。
- イ 使用する資機材は、厳選し、各用途に最適なものを使用することとする。洗剤等は清掃部分の材質を傷めずに汚れを除去できるもので、作業員の人体及び環境に配慮したものを使用すること。
- ウ 掃き掃除、水拭き作業は、基準表に定めた回数のほか、特に玄関、廊下、湯沸室及び便所等の汚れの激しい箇所は随時行うこと。(玄関及び階段室の吸水マット下の水気処理等を含む。)
- エ 手摺り、カウンター、扉、窓台、ガラス等の清掃は、3メートル以下の部分とし、ゴミを払ったうえ、場所により雑巾または乾布で拭くこと。
- オ くずかご、茶殻等の処理は午後4時以降に行うこと。また、処理後は容器清掃と容器配置部分の床面清掃も行うこと。
- カ 便所内における防臭剤及び手洗い液は、乙が負担して配備・充填すること。(手洗い液は、1階洗面所にも充填すること)
なお、トイレットペーパーは、甲で購入することとし、甲で購入したトイレットペーパーの各階トイレへの配置は乙の業務とする。
- キ 天井及び壁は、煤・ほこりを払い、汚れの落ちない部分には適正な洗剤を使用すること。また、この際に机・椅子等に付着したほこりを払うこと。
- ク 廃棄物回収は、廃棄物を回収し甲の指示する分類に分別のうえ、透明なビニール袋に入れて甲の指定する場所まで搬出すること。
なお、この袋は乙が負担して配備すること。

(2) 定期清掃・特別清掃

- ア 作業実施は、閉庁日の日中とし、次のとおり対応すること。
 - ・事前に作業日を甲に連絡し、了承を得ること。
 - ・作業日の1週間前から直近開庁日までの間に、魚沼地域振興局庁舎に入庁するためのカードを受け取りに来ること。
 - ・作業実施後、一週間以内に受け取ったカードを返却すること。
- イ 使用する資機材は、厳選し、各用途に最適なものを使用することとする。また、洗剤等は清掃部分の材質を傷めずに汚れを除去できるもので、作業員の人体及び環境に配慮したものを使用すること。

別紙 1

- ウ ガラスは良質なクレンザーまたは適正な洗剤を塗布した後、上質なタオルで拭き、乾布でつや出しをすること。
- エ 照明器具及びブラインドは適正な洗剤で拭いた後、空拭き仕上げをすること。この際、ブラインドの段テープ内に汚れが残らないように注意すること。
- オ カーペットは洗淨前に吸塵作業を行う。その後、汚れ具合等により適正な洗剤を用いて、しみ・汚れの除去を行い、洗淨後は起毛・乾燥仕上げを行うこと。
- カ 定期清掃は、6か月に1回実施すること。